

# 総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年6月22日(木)  
14時05分開会 14時59分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：桜井崇裕 副委員長：中島里司  
委 員：高橋政悦、佐藤幸一、口田邦男、西山輝和  
議 長：加来良明
- 4 事務局 係長：宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
  - (1) 請願の審査について
    - ・ 請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について
    - ・ 請願第12号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について
  - (2) 所管事務調査の申し出について
  - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（桜井崇裕）：ただいまから総務産業常任委員会を開催する。

#### 議件（1）請願の審査について

- ・請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願について

委員長（桜井崇裕）：請願第10号については、昨年同趣旨の請願が採択されている。昨年の意見書（案）を配付しているので、今年のものと比較しながら参考にさせていただきたい。内容に目を通すために休憩する。

【休憩 14:06】

【再開 14:11】

委員長：再開する。請願第10号について、委員会として採択をするかどうか意見をいただきたい。昨年も同様の請願があり採択されている。

中島委員：昨年も採択をしているので基本的には採択でいいと思う。昨年と大きく変わった文言があれば、採択後の意見書案の確認の際に検討できればいいと思う。特に記以下の4番と7番の取扱いを検討すればいいと思う。

高橋委員：内容的には昨年度とほとんど同じ内容。昨年度に請願を採択した後、国の動きが無かったから再度同じ内容で出してきたのか。国が何らかの方向で動いているのにまた同じものを出すのはおかしい感じがする。その辺について事務局で調べてもらって9月定例会までに判断するという話にはならないか。

宇都宮係長：提出者としては6月中に採択してほしいという意向はある。

高橋委員：昨年意見書を出した後の結果を踏まえたという形であればいいという感じがするが。

宇都宮係長：地方財政の充実・強化の部分では、昨年度に出した請願の内容は国のほうでは改善されていない部分があったので、引き続き意見書に関する請願を出したということ。また、先ほど説明した採択を希望する時期については、国の来年度予算の概算要求の時期が8月末までということで6月に意見書を提出していただきたいとのこと。

高橋委員：意見書を出す際には、記以下の1番から7番までの間で、国の対応があったものがあれば削除して出すべき。

宇都宮係長：請願者の考えとしては記以下のすべての項目について、国の対応ですべて改善されていないという認識で請願が提出されている。

高橋委員：先ほど、中島委員が言われたとおり、意見書を提出する際に、ふさわしくない内容は文言を修正するなどを行えばよろしいと思う。

委員長：意見書を出す際には文言を修正するということであるが、請願第10号については採択でよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：請願第10号は、委員会としては採択と決定する。本会議でも採択になれば所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見案を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書（案）の内容について確認する。

宇都宮係長：清水地区連合から出てきている意見書案を配付する。

（意見書案を配付）

委員長：意見書案について文言を修正するとすればどの項目になるのか。

口田委員：中島委員の言った4番と7番を検討したほうがいい。7番の最後の段落の部分「同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと」はカットしたほうがいいと思う。4番は昨年とどう

変わったのか再度確認したい。

宇都宮係長：4番については、昨年度は震災の関係で復興交付金・震災復興特別交付税などの財政措置について記載されている。今年度については、同じく災害の関係であるが、緊急防災・減債事業の対象の拡充等の内容となっている。

委員長：4番は昨年度とは違う内容であるがこの文章のとおりでいいと思うがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのとおりとする。

7番の最後の段落「同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと」について、無くてもいいという意見が出されていたがいかがか。

西山委員：昨年度と同じ内容になるよう、この部分を削除すればいいと思う。

中島委員：7番の最後の段落の削除については西山委員の言ったとおりでいいと思う。同じく7番について、昨年は認めているが、「市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握」という部分はわが町には関係ないと思うので検討してほしい。

委員長：「市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握」の考え方について事務局で押さえていれば説明願いたい。

宇都宮係長：市町村合併が推進されていた時に、一定の期間までに合併した場合には合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分し、さらに5年間で段階的に減らすという特例のことであるが、その特例が切れた後の自治体に配慮してほしいという趣旨の内容と聞いている。

中島委員：昨年と違った考えで申し分けないが、本町に関係の無い内容をあえて挙げる必要があるのかと思った。

委員長：7番について他に意見はあるか。

口田委員：わが町には該当しないが、請願の提出者側としては他の自治体に関わることでありその意向を汲んで入れてもいいと思う。

委員長：所管委員会委員が提出者・賛成者となって提出する意見案において、記以下の7番については、下の3行の「同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと」を削除し、その他の部分は残すこととしてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

その他に何かあるか。

中島委員：意見書案本文の上から6行目からの「一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります」の部分は昨年は削除している。昨年は慎重に審査した結果削除しているので今年もこのまま出すわけにはいかないだろうと思うが。

委員長：中島委員から意見書案本文のうち昨年度と同じ部分を削除したほうがいいのかという意見が出た。昨年はどのような理由で削除したのか分かるのか。

宇都宮係長：「公共サービスを担う人材の確保」という文言に対して、公共サービスを担う人材は公務員に限られるものでなく民間も担っているということもあり、そういう意味からいろいろ疑義があるので削除した経過がある。

委員長：昨年度削除された理由の説明があった。本年度も意見書案本文の6行目からの「一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります」

の部分削除するということによろしいか。

(よろしいの声あり)

委員等：そのように決定する。

・ 請願第 12 号 平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の請願について

委員長：請願第 12 号についても、昨年同趣旨の請願が採択されている。これも同様に昨年の意見書(案)を配付しているので、今年のものと比較しながら参考にしていただきたい。内容に目を通すために休憩する。

【休憩 14:29】

【再開 14:33】

委員長：再開する。請願第 12 号について委員会として採択するかどうかについて意見をいただきたい。

中島委員：請願については採択でいい。採択後の意見案については文言を協議したい。

委員長：請願第 12 号について採択ということによろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：委員会としては、請願第 12 号は採択に決定する。本会議でも採択になれば所管委員会委員が提出者・賛成者になって意見案を提案するため、直接委員会には関係ないが、意見書(案)の内容について確認する。

宇都宮係長：清水地区連合から出てきている意見書案を配付する。

(意見書案を配付)

委員長：意見書案の内容について意見があればお願いしたい。

佐藤委員：記以下の、全国平均 1,000 円に到達することを目指すという内容はそのままでもよいと思う。道内高卒初任給を下回らない数字が去年は 882 円であったが、今年 896 円となっているが、それはそれでいいと思う。

高橋委員：厚生労働省のキャリアアップ助成金の中身について事務局で押さえていることがあれば説明いただきたい。

宇都宮係長：厚生労働省の補助制度であるが、非正規労働者の賃金の単価を上げた場合に、企業に対して助成を行うなどのメニューがある。

中島委員：ただいま事務局から説明があったが、厚生労働省から事業主に対しての助成金であるのか。

宇都宮係長：事業主を対象とする助成金。

中島委員：国ではなくて、事業主に対して制度を使って賃金をアップしてくださいという解釈ができるが。去年は最低賃金の引き上げの文言はあったがキャリアアップ助成金を有効活用してという文言はなかった。ということであれば前進したという解釈をしていいのか。そうなってくると、記以下の 3 番は必要がなくなるという思いがあった。

委員長：事業主を対象としたキャリアアップ助成金のことが出ているが、中島委員の言うとおり、事業主のためのものか、それとも国の政策の充実のことをいうのか。

休憩する。

【休憩 14:39】

【再開 14:43】

委員長：再開する。

加来議長：請願の趣旨は、厚生労働省で作ったキャリアアップ助成金の制度をもっと国として活用して最低賃金の引き上げを図ってほしいという意味。提出先が国に対してなので、企業に対してではなくて国に求めている。

委員長：所管委員会委員が提出者・賛成者となって提出する意見案においては、清水地区連合から出てきている意見案の原文のまま提出することにしたいが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

これで請願の審査及び意見書案については終了したいが、その他に何かあるか。

宇都宮係長：請願第 10 号・第 12 号の 2 本の請願については委員会で採択されたので、6 月 26 日の本会議で、委員会審査報告を行い採決される。意見書案については今回の委員会で修正した内容を 6 月 27 日の全員協議会に諮ってから、最終日の 6 月 29 日に提出するというスケジュールになっている。

委員長：そのとおりのスケジュールで進めたいのでよろしく願います。

### (2) 所管事務調査の申し出について

委員長：所管事務調査の申し出について、9 月定例会までの所管事務調査について調査申し出事項を協議する必要がある。道内視察研修については 1 泊 2 日の予算となっているが、行うのであれば、議長・事務局の日程調整や 1 か月以上前には、視察先への依頼が必要のため視察内容・視察先を具体的に協議して決める必要がある。調査内容について意見があればお願いしたい。

高橋委員：夏場に向けてこの時期は災害に関することにもならない気がする。今、産業系で問題になっているのは、災害や医療、福祉の現場でもそうであるが、人材確保が結構厄介になっているのが現状である。可能であれば、道で実施している人材確保に関する事業等を学ぶのもありだし、現在清水町で実施している人材確保に関する施策について調査するのもありだと思う。

中島委員：所管が変わったばかりなので、もう一度所管事務内容を確認して次回までに時間をいただきたい。

委員長：中島委員からは次回までに考える、高橋委員からは人材確保についての意見があった。私のほうからは、全道的に道の駅が様変わりをして、各自治体などは発信基地などの要素を含めてリニューアルをしていることもあるので、道の駅について先進的な情報を調査できればいいという思いがある。次の委員会を 6 月 26 日に開催したいので、それまでに皆さんに考えていただきたい。よろしく願います。

また、突発的な事項に対応するため「その他所管に関する事項について」の申し出も行うこととする。

### (3) その他

委員長：その他について何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：大変お疲れのところありがとうございます。総務産業常任委員会を終了する。